

県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金

自治体名

岐阜県

人口（R6.9.1現在）

1,914,063人

取組のキーワード

■ 集落孤立対策

■ 緊急輸送道路保全

■ 事前伐採

地域計画の履歴

平成27年3月 作成
令和2年3月 改定

取組のカテゴリ

想定災害	風水害	雪害
取組主体	行政職員	地域住民
施策分野	交通・物流	住宅・都市

取組の概要・ポイント

取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- ✓ 岐阜県は地形の特性上、孤立予想地域が多く存在する。過去には大雪や台風、豪雨などで山間部を中心に倒木による道路の通行止めが頻発しており、災害に備えて緊急輸送道路や孤立予想地域に通じる道路沿いの倒木対策が必要である。

取組の内容

- ✓ 県管理道路のうち、緊急輸送道路または孤立予想地域に通じる道路沿いの樹木の伐採を行う民間管理者に対し、県と市町村が連携して補助金を交付する事業を実施している。

取組と地域計画の関係

- ✓ リスクシナリオ2-2「多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生」に対する取組施策として、「緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進する」との記載がある。

今後の展開予定

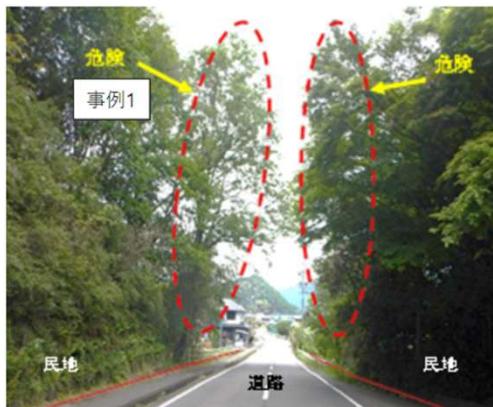
- ✓ 今後も広報を続け道路沿いの樹木伐採を推進するとともに、緊急輸送道路や孤立予想地域への安全な通行路を確保するために、事業を継続していく。

1 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 岐阜県は県土の8割を山地が占める地形上、孤立予想地域が多数存在しており、大規模な災害により孤立地域が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。
- また、平成26年12月の大雪、平成30年9月の台風21号などによって、実際に県内山間部を中心に各地で倒木による道路の通行止めが頻発し、県民生活に多大な影響を及ぼした。
- 一方で、倒木のおそれがある県管理道路沿いの樹木の伐採は従前より所有者に依頼しているものの、所有者の高齢化や伐採に係る費用の問題から進捗が芳しくなく、災害時の円滑な救急搬送や物資輸送の妨げになる懸念が生じている。

2 取組の内容

- 公道に接する民地で管理している樹木が倒木することにより通行に支障が出たり、道路が寸断されたりする被害を防ぐため、県が管理する道路のうち、緊急輸送道路または孤立予想地域に通じる道路沿いの樹木の伐採を促進している。具体的には、県と市町村が連携して樹木所有者の伐採経費の一部を助成する「県管理道沿いの民有地樹木伐採に係る補助制度」を実施している。負担割合は、県が市町村に対し伐採に係る経費の2分の1を負担し、残り2分の1を市町村と所有者で負担する。
- これにより所有者の伐採に係る費用の負担を大幅に軽減し、道路沿いの倒木の伐採を促進している。市町村からの要望で、令和6年度から樹木の伐採対象を「路肩からの距離が10m」から「路肩からの距離が20m」に拡大した。今後も継続して補助を行ってほしいとの市町村の要望を受けて、県としても引き続き支援を続ける予定である。
- 制度創設時は各市町村を集めた会議にて、本制度の概要について説明を行った。また、毎年県の広報媒体を通じて、制度の利用について県民に呼びかけを行っている。



倒木の危険性がある樹木の例

樹木の伐採等に御協力ください！
—道路の安全な通行を確保するために—

公道に接する民地で管理している樹木などが、倒れたり落下するなどして、車両や通行者に迷惑をかけることがあります。
これらが原因で事故が発生した場合は、**法律により樹木の所有者が責任を問われることがあります**ので、道路通行の支障となる、又は倒れそうなる樹木については伐採等をお願いします。
道路第71条 土地の工作物の占有者及び所有者の責任
道路法第43条 道路に及ぼす行為
なお、樹木の伐採等については、負担軽減を目的とした補助制度も御活用ください。(※)

道路通行の支障となる事例

【作業時の注意事項】
・電線や電話線があるところは、大変危険です。最寄り電気事業者や通信事業者に御相談ください。
・通行する車両や自転車、歩行者の安全確保に注意してください。
・道路上で作業するときは、手続書(道路使用許可、道路占用許可等)が必要となる場合があります。下記の道路管理者までお問い合わせください。

(※)【樹木の伐採に関する補助制度】
県が管理する道路のうち、緊急輸送道路又は孤立多難集落に通じる道路沿いの私有地の樹木を伐採する場合は、補助事業の対象となります。

〇問い合わせ先(道路管理者)
岐阜県・国土整備部道路維持課政係 電話:058-272-8572

啓発用チラシ

3 取組と地域計画の関係

【地域計画における記載】

- 令和2年改定の国土強靱化地域計画において、リスクシナリオ2-2「多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生」を記載しており、これに対する取組施策として本事業も関連する「緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの私有地樹木の伐採を引き続き推進する」との記載がある。

4 今後の展開予定

- 引き続き補助金制度の広報を続け、倒木により道路の通行に支障が生じるおそれがある箇所への対策を推進する。
- 本補助金を未利用の市町村に対し、積極的にご活用いただけるよう働きかけていく。

参考 周囲の声 (庁内職員・住民・企業)

- 社会基盤の充実強化の一環として、本補助金を今後も拡充してほしい。(市町村職員)
- 住民から市町村に対し、道路脇の危険木の撤去の要望が寄せられることから、これに対応するために本事業を活用したい。(市町村職員)